

東郷村報

昭和25年9月20日
 發行所
 東郷村役場
 宮崎縣富島町
 電話64番

新税法の施行について

村長 小野 弘

地方分権に對する憧憬は随分長い間の叫びであつた。幾多の有志先輩が血のにじむ努力をこらしたにかゝり、その實をあげることはできなかつた。終戦を機としてあらゆる制度の民主化が叫ばれ、さきに地方制度にも根本的な改革がなされたのであるが、今回更にこの制度に財政的な裏付けをする地方税法の劃期的な改正が國會を通じて八月一日より施行されることになつた。

これを以て直に地方分権が確立し地方住民の希望が完全に達せられたとは云へないが、兎に角一應の形を整へたことは喜びに堪へない。新税法がシャッブ勸告による新税法全般の改訂をみたこととは周知の事實であるが、この勸告の眞意が奈邊にあるかを知る人は割合に少ないのではなからうか。ドッジ公使勸告に基く經濟安定九原則もシャッブ勸告も日本に於けるインフレを如何にして抑制し經濟を安定せしめるかが根本であり、税制を確立すると共に負擔した税制を期し、自治と財政を強化するに主眼がおかれ

改正税法の解説

税務係

◎地方税について

△改正の要点
 租税制度は社會の推移と經濟の變動により年々改正を見、現在迄の税目は三十種に及んだが各地方團體の財政は貧困の極にありました。

その多種多様な税目も大部分が附加税制度であり、徴税責任の分散及び税に對する批判對象も不明確な点がありました。今回の地方税法の改正はこの附加税制度を全廢して、村税に於て十余の税目に整理し責任の歸屬を明確にするに於て、納税者の地方税に對する理解を容易にする爲め、各税目毎に課税客體、納税義務者、課税標準、賦課期日、納税期日、納税の手續、納入の方法、罰則その他の制裁規定、滞納處分の手續規則取締等賦課徴収に關する規定を網羅

木材引取税は従来の石敷の課税標準を、めり取價格とし、納税義務者も立木を賣却する時の所有者を以て特別徴収の義務が課されてい

◎村税について

1 課税徴収
 不正な行為に因り免れたことを發見した場合は課税すべき年度の税率によつて全額を一時に賦課し直に徴収するようになつていま

2 徴収金とは
 村税並にその督促手数料延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、延滞加算金及滞納處分費をいふ。

3 徴税令書について
 徴税令書には納税者が納める税の賦課の根拠となつた法律とか村の條例の規定課税標準額、税率、納期が分かれて記されている。これは各納期の納付額、納期限までに税金を納めない場合の措置賦課にあやまち等があつた場合の救済の方法等々をわしく書いてあり、納付して納めて戴くようになつていま

4 賦課期日
 課税標準額は均等割と所得割であり、課税標準額は所得額、課税標準額から所得額を控除した金額となつていま

しその協力を確保し、稅務行政の圓滑な運営により、稅收の完壁を期し、地方自治の發展と經濟の安定を圖ることが目的とされてゐるのであります。

2 課税標準
 課税標準額は均等割と所得割であり、課税標準額は所得額、課税標準額から所得額を控除した金額となつていま

3 税率
 税率は均等割の場合市町村の人口によりその額がちがひますが、本村は四百圓で十八であり、法人は均等割のみであり、本村の場合千二百圓であります。

4 賦課期日
 村税の賦課期日は六月一日であり、二十五年度は八月一日となつていま

5 督促について
 督促手数料は督促状一通につき十圓と郵便で發送する場合に郵便料金又使丁等の直持ちのときは片道直路一軒及一軒未満の端数を

6 均等割の軽減
 均等割を納める者が、扶養親族を三人以上有する者がある場合は、その扶養親族の減額すべき額の合計額が三百圓以下の場合、その減額額は三百圓とす

7 納税義務者
 土地家屋の所有者は土地台帳家屋台帳に登録されてい

8 減免
 村長は左の各號に該當する

と二十六年の一月の三期であります。

9 村民税の減免
 村長が必要があると認め

10 均等割の軽減
 均等割を納める者が、扶養親族を三人以上有する者がある場合は、その扶養親族の減額すべき額の合計額が三百圓以下の場合、その減額額は三百圓とす

11 賦課期日
 課税標準額は均等割と所得割であり、課税標準額は所得額、課税標準額から所得額を控除した金額となつていま

市町 稅稅率一覽表

Table of tax rates for various categories including 市町稅, 村稅, 固定資産稅, 自轉車稅, 荷車稅, 電氣ガス稅, 鑛產稅, 木材引取稅, 廣告稅, 入湯稅, 入場客數, 接客人稅, 法定外普通稅, 村法定外普通稅, 水利地益稅, 共同施設稅.

商工だより

主食の持運びについて
旅行する人で主食を持つて
行かれる時は先ず村長の發
行する旅行證明書が必要で
す。

東郷村農業の
將來について
(水野生)

産業的に見た現況。總戸數
一五五六戸人口一〇六六六
人中農家戸數一五三三戸、
人口八九四二人であつて總
人口に對して戸數に於て、
七七、四%、人口に於て八
三、八%が農業に従事して
居る、村の平均一戸五、四人
に對し農家は五、九人で家
族數が多く中堅となつて農
業に従事する世帯主夫婦の
外に老人子供が多く勞力の
制限を受けて居る家庭が相
當數に上つて居ることがう
かゞわれる。耕地は水田が
六一七町七反九畝歩内二毛
作田が三一七町七反一畝温
田が三〇〇町余あり四八、
六%を占めて居る一戸平均
耕作反別四反歩であるが二
毛作田は平均一反七畝余に
なるから經營規模が小さい
上に生産力の低い濕田が多
いので耕種が年々氣象が多
より相當の考慮が拂われな
ければ安定した收穫を得難
いことは今後の栽培に殘さ
れた大事な研究事項である
如地は三五六町七反餘で一
戸平均二反三畝と外に一二
町八反歩の果樹、茶、桑等
の永年作物がある。畑は部
落により廣狭の差が甚だし
く寺迫の平均四反七畝が最
も廣く下渡川の一反五畝が
最も少く平均二反歩未満の
部落が六部落に達し其の差
が甚だしいので利用面に相
當の考慮を拂わなければな
らないと同時に畑地の少い
地帯の開畑と焼畑の利用に
努めなければならぬ。

農村を支配して
いる勤勞觀
(長田生)

「晨に星を戴いて出で夕に
星を戴いて歸る」これは封
建採取時代の勤勞觀である
が今尙勤く者の金科玉條と
して信奉して居る者も少く
ないのでは無かるか？
勤くことは固より大事なこと
に相違ないが勤勞の價値
は時間の長短で決まるので
は無く仕事の量で評價さる
べきものである。従つて「
馬車馬のように勤く」こと
は決して誇るべきことでは
ない。「能率的に勤く」こ

が將來本村經濟に及ぼす影
響の甚大であることがうか
ゞわれる。
昭和二十四年一月一十二月
の生産量は木炭一五七〇二
六俵椎茸四三〇〇貫で二、
五〇〇万円以上を村外から
獲得して居る。
原野 農業用に利用の出
来る原野は山村の割合に少
く四五町餘で農家二戸平均
一反弱となつて居るが寺迫
の平均四反四畝餘下渡川の
三反四畝餘を除いては極めて
狭少である農家に最も重要
な牛馬の頭數から見ると一
頭當り一反餘となるが部落
的に偏在して居るので寺迫
の二反八畝下渡川の二反餘
以下小野田、八重原、仲深
が一反以上を有他は極めて
狭く耕種に必要な厩肥を
得る爲めに繋留する牛馬の
數を制限しなければならぬ
現狀が無畜農家の數を増
して大家畜を繋留しない農
家が四九五戸三二、七%に
達したと推定される。
畦畔の雜草が重要な家畜飼
料として使用されて居る部
落が多いので採草地の管理
に將來の地力維持を期待し
なければならぬ。
家畜 イ大家畜(牛馬) 牛
一六四頭馬九七頭計一三
六一頭が繋留されて居るか
ら一戸平均〇、九頭を飼育
して居ることになる。實際
は二頭も三頭も繋留して居
る農家があるので四五五戸
の無畜農家がある。この牛

土地改良問答

問 村報第一號で次の機會に
と約束されました土地改
良について、説明して下
さい。
答では先づ第一に、土地改
良をなぜ、必要かと言ふ
ことを、考へてみますと
今回の農地改革で、大部
分の小作農が、自作農に
なつたことは、既に述べ
た通りですが、これでは
完全な、農業經營が、出
来ません。即ち土地が、
分散してゐる。自宅より
の距離が遠い。畝町が、
經營上、不合理である。
不要な、畦畔が多い。
又農道、用水、排水等が
不完全な、ものである等
現在の、農業經營が、合
理的と云へないでせう
この不合理を打開すべく
施行されたのが、土地改
良法であります。
問 これを、主として村の農
地委員で行いますが、農
業協同組合、土地改良區
でも、行ふようになつ
ていますが、現在、本村
としましては、主として、
普及期間であり、實際に
事業を行うのわ、昭和二
十六年度から、皆さん
に、今から、構想を、練
りますから、よりよき土
地の改良を行い、農業經
營の、合理化を計られん
ことを、切望して、止み
ません。
また、實施要領等に、つ
きまして、知つて戴き
たいことが、あります。
充分研究の上、又お話し
することに致します。
(農地委員會係)

れこそ新時代の正しい勤勞
觀で無ければならぬ。
大原幽學は文化農村として
知られて居る大原幽學の村
(千葉縣香取郡中村)の
創始者で今から約百二十年
前「星を戴いて歸る」勤勞
觀が中を利かしていた時代
に萬難を排し農村制度の改
革を行い農村の能率化に努
め農民に對して、「暗くな
つて仕事を止める者は仕事
に計畫性がないから百姓
の恥だ」と訓え物事を科學
し

馬一頭が受け持つ耕地面積
は七反三畝歩に達し經營に
相當無理がある下渡川の五
反三畝餘は面積から見ると
理想に近い様に見えるが立
地條件から見ると負擔は重
いであろう。地力の維持増進
上欠くことの出来ない厩肥
の生産が耕地一反當二四八
貫となるが耕地は濕田、日
陰地を除いては年二回の作
付であるから自給肥料の使
用が低調で地力の消耗が年
と共に續けられて居ること
が老朽田畑の増加によりう
かゞわれる。
ロ中小家畜。豚三〇頭、
山羊、綿羊二六頭で經營規
模の小さい農家の之等の飼
育が極めて少ないのは豚は
飼料の關係で濃厚飼料の入
手困難と經營規模が小さく
自給飼料としての甘藷馬鈴
薯の生産が少く飼料として
使用出来る數量が少い農家
が多い爲である。山羊は
飼育は極めて容易であるが
生活面の特に出乳の利用が上
手に出来ない爲である。
鬼 五〇〇羽であるが肉と
毛皮の利用法がわからない
爲めにやつかい視されて増
へないであろう。
鶏 鶏は常夜の長鳴鳥と云
われ古來から人の住む所に
は必ず飼われて居るもので
あるが四三二九羽で一戸平
均二羽強で餘りにも少ない
五、六羽程度迄は經營規模
の小さい農家でも飼育に困
むだけの余裕さえ生じた。
この時間的余裕を文化向上
に利用する爲に幽學は又集
會所(公民館の如きもの)
を設け各種の文化事業を行
つた。
かくて村民の生活は次第に
高まり文化農村幽學村の基
礎が確立した。
以上生活の合理化によつて
能率を擧げた事例として大
原幽學の事例を述べたが、
最後にこの幽學の農村建設
の理念は、とかく生活の文
化面を重視する農村の考え
方である事を付け加えたい
と思ふ。

